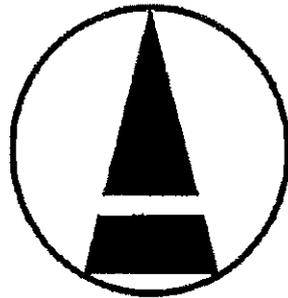


令和4年度
第53回 県北ブロック会議



令和4年10月29日(土) 16:15~17:00

アインパルラ浦島 3階会議場

宮城県建築士会 開催担当 大崎支部

令和4年10月29日

令和4年度 県北ブロック会議

13:00 受付・会計 アインパルラ浦島 佐藤(忠)・菅沢・斉藤

第 1 部 セミナー視察研修

13:15～14:15 セミナー 講師 大崎市都市計画課 富村 学 小野セミナー委員長
講師 高橋 朋

14:30～16:00 中心市街地研修視察 道の駅おおさき 小野セミナー委員長
古川七日町再開発事業地
みちのく古川 食の蔵「醸室」
醸室 代表取締役 佐々木淳一

第 2 部 第53回 県北ブロック会議

司会進行 猪股幹事長

16:15～17:00 1. 開会 大崎支部 副支部長 鬼沢 和雄

2. 挨拶 大崎支部 支部長 青木 司

3. 祝辞 (一社)宮城県建築士会会長 佐藤 幸吉 様

4. 自己紹介

5. 報告事項

6. 議事 議長 青木大崎支部長

7. 議事録作成 大崎支部 副支部長 菊森 博

8. 閉会挨拶 登米支部長(次回開催) 青柳 義信

9. 閉会

【令和4年度 第53回「県北ブロック会議」参加者名簿】

No.		役職名	氏名
1	来賓	会長	佐藤 幸吉
2		副会長	白鳥 淳
3		理事（前支部長）	今村 茂
4	仙台	副支部長	清本 多恵子
5	栗原	支部長	高橋 誠一
6		副支部長	後藤 裕子
7		副支部長	佐藤 友昭
8		情報研修委員長	菅原 勢津子
9	登米	支部長	青柳 善信
10		副支部長	永浦 正市
11		本部理事	寺島 洋子
12		前支部長	千葉 正良
13		支部幹事	加藤 亮
14	気仙沼	支部長	今泉 直喜
15		副支部長	藤田 博昭
16		事務局	小野寺 佐和子
17		常任理事	橋本 恒宏
18	本吉	支部長	山本 富士男
19		副支部長	佐藤 利恵子
20		副支部長	芳賀 英則
21		理事・青年部長	大山 幸信
22		理事・青年部副部長	佐藤 雄太郎
23		相談役	佐藤 雄一
24	石巻	支部長	小川 俊彦
25		副支部長	五ノ井 由美
26		副支部長	遠藤 芳宏
27		青年部長	小山 和寛
28	大崎	支部長	青木 司
29		副会長	鬼沢 和雄
30		副会長	菅澤 昌子
31		副会長	菊森 博
32		幹事長	猪股 昭一
33		幹事	江村 克志
34		幹事	遠藤 清二
35		幹事	齋藤 貴之
36		幹事	菅原 一徳
37		セミナー委員長	小野 正則
38		総務広報委員長	佐藤 忠徳
39		地域情報委員長	原 清人
40		相談役	高島 強
41		相談役	菅原 政隆
42			佐々木 幸正
43			平山 和幸
44			高橋 和宏

議題 ①	気仙沼支部
<p>1、【依頼主】に対するインフォームドコンセントについて</p> <p>建築という仕事は、どのような建物でも、それを利用する人の生命・財産の保護にあたります。そのため、建築士として設計した建物である限り、最初から最後までは必ず利用者（依頼主ではない）との相互的な意思疎通が諮られ、そのことに対し、絶対的な責任の下、相互的信頼が醸成されることと思っております。しかし、姉齒事件から始まり、建築業者等の意見が上に立ち、建築士からの見地が損なわれている事象が後を絶たないように伺えます。このことは、現状のハウスメーカーの台頭の流れに直結しているように思われてなりません。現状のままでは、建築士の技術力の低下を促してしまいかねません。そのためには、基本から見直しが必要と考えます。先ずは、どのような案件でも、設計・監理を行う以上はそこに係るすべての建築士の説明責任を全うするための施策を検討すべきではないでしょうか。（依頼主は利用者とは限らない）</p> <p>2、設計図書の著作権としての扱い</p> <p>建築士法第 25 条で、業務報酬が規定されていることですが、設計図書は、著作物であります。そのため、建築物や工作物の設計にあたっては、建築士に対しての著作権が伴われ、だれかれ勝手にその設計に対しての使用は認められないものと承知するところですが、そのための著作権料等の規定がございません。最も、その料金が発生するために依頼主に対して、不都合が事実が生じかねないものでもありますが、しかし、建築士として、1にお話しした説明責任が生ずる上では、著作権にあたっての何らかの検討はあってしかるべきと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>3、応急危険度判定について</p> <p>日本は、地震国ということで、いついかなる状況で地震災害が発生しかねないところがあります。これまで、何度か応急危険度判定に駆け付けた場面もございましたが、現状では、即応できるかと云えば果たしてどうなのか首をかしげてしまうところもあります。その上では、各支部ごとに、定期的に即応訓練を望むところでありあます。</p> <p>これに付随して、判定した際の表示に対し、り災証明との照合が諮ることができないという事実があります。被災者は、いち早く再生を遂げたい思いであるわけですから、先に入った危険度判定が、その後のり災判定との食い違いが生じないようにしなければ、お互いの信頼性がそこなわれてしまいかねませんので、諸官庁との事前調整等をどのようにとらえていただくかご検討いただければと存じます。</p>	
議題 ②	栗原支部
<p>1、会費値上げにより、会員減少の状況と各支部の対応策について</p>	
議題 ③	大崎支部
<p>1、会員名簿作成の可否について</p> <p>2、県北ブロック会議の定例開催について（例：年 4 回開催 交流）</p> <p>3、応急危険度判定の合同訓練開催について（例：R5.3.11 開催）</p>	

次 第

第 3 部

アインパルラ浦島

第53回 県北ブロック会議 懇親会

(17:10~19:10)

司会:大崎支部 菅 原 一 徳

1. 開 会 進 行 役
2. 挨 拶 大崎支部 支部長 青 木 司
3. ブロック会議報告 大崎支部 副支部長 菊 森 博
4. 来 賓 祝 辞 (一社)宮城県建築士会 副会長 白 鳥 淳
5. 来 賓 紹 介 進 行 役
6. 乾 杯
7. アトラクション 大 崎 支 部
お楽しみ抽選会
8. 閉 会 挨 拶 登米支部 支部長 青 柳 善 信
9. 閉 会